

第 6 7 回 兵 庫 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会

令 和 4 年 2 月 1 0 日 (木)

県 庁 3 号 館

第67回兵庫県国土利用計画審議会

令和4年2月10日（木）

県庁3号館 6階 第6委員会室

開会 午前10時00分

○会長

それでは、審議に入ります。本日の議案は、計画図の変更について、諮問案件6件、報告案件3件、提供案件1件です。なお、諮問案件については、結果を答申することとなりますので、1件ずつ審議を行いたいと思います。それでは、事務局から順次説明をお願いします。

○事務局

それでは、諮問案件につきまして順次説明に入らせていただきます。資料の1-1をお願いいたします。1番目の諮問案件であるため、始めに図面等の説明を行います。左下の図が位置図、右下が航空写真となっています。囲っている部分が今回の変更箇所となっており、縮尺は任意でわかりやすいようにしています。右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。参考資料3を併せて御覧下さい。土地利用基本計画は5地域に区分されていまして、地域の考え方については、参考資料3に記載のとおり、都市地域は一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要のある地域となっており、土地利用基本計画図ではピンク色で表示されています。農業地域は農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域となっており、土地利用基本計画図では黄土色で表示されています。森林地域は森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域となっており、土地利用基本計画図では緑色で表示されています。自然公園地域は優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域となっており、土地利用基本計画図では青

色で表示されています。自然保全地域は良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域となっており、土地利用基本計画図では紫色で表示されています。個別規制法ごとの細区分を、それぞれ5地域区分の下に表示しています。また、変更案件が縮小案件の場合は、縮小部分を黄色で、また、拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で表示しています。

それでは諮問案件1、神戸農業地域の拡大について御説明させていただきます。資料1-1をお願いいたします。こちらの案件は、場所が神戸市北区山田町になっておりまして、阪神高速北神戸線、藍那インターチェンジ北に約1キロに位置しています。現在、都市地域、森林地域に入っております。そこに農業地域を加えまして、農業地域を3ヘクタール拡大します。変更する理由としましては、本区域は共同施行による土地改良事業を実施し、農地として保全し、農業の振興を図るため、農業振興地域に編入を行います。土地の利用に関する事項としましては、土地改良事業の実施により農地としての機能の向上を図ります。その他、事業に関する事項といたしまして、農振法による農業振興地域及び農用区域に編入の予定となっております。農業振興地域につきましては令和4年4月に編入の予定、農振農用地区域編入は令和4年12月に編入予定となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、土地改良事業認可時に神戸市が土地改良法に基づき、工事計画等を審査しまして、土地改良事業設計指針(農水省監修)等により、排水計画の妥当性等を審査して参ります。地域住民等への協議状況ですが、藍那自治会への説明会を平成30年6月に実施しておりまして、この際、住民からの要望は特にございませんでした。諮問案件1の説明を終わらせていただきます。

○会長

諮問案件1-1について説明いただきましたが、御質問、御意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

○1番委員

たったひとつ、ポツンと一軒家ですか、テレビ番組で随分考えさせられることがあるのです。今回の農業地域をここでされることについて、凄いなと思っております。それで聞きたいのですが、何を作ろうとされているのか。質問では無く興味がありますので、よろしくお願いします。

○事務局

この審議会の前に、現場の方へ行きました。関係者の方とお会いして、立ち話で教えてもらったのですが、場所的には日当たりが非常にいい斜面でして、お聞きすると寒暖差が結構あるので、それを活かした栽培をする予定とのことで、具体的には、小豆、大豆、サツマイモ、じゃがいも、ニンニク、タマネギなどを予定しているということでした。

○2番委員

私も全く興味本位ですが、小豆、大豆、ニンニク、玉ねぎで採算が取れるとは思えないのですが。共同施行ってことですが、どういう方がこれを開発されているのですか。

○事務局

この地域は元々農家が点在している地域でして、今回、土地改良事業をみんなで取り組もうとのこと。かなりの規模ですので、採算が取れる形でされていると思います。

○3番委員

個人さんの集まりなのか。例えば、法人格を作るとか、或いは会社なのか。

○事務局

当該事業については、基本的に地元の個人さんの集まりになっていたのですが、この付近にありますA建設という建設業者も入っております。共同施行であれば、基本的には個人の集まりになってくるのですが、今回の場合は個人に業者という形でA建設というゼネコンが入っております。

○ 4 番委員

まず一点、林地開発許可は必要ないのか。

○ 事務局

この地域につきましては、土地改良事業を活用する場合、林地開発許可は不要になっております。

○ 4 番委員

ありがとうございます。農業条件の悪いところで優良農地をつくるということになるので、良い話ではあるのですが、最近、防災関係で非常に厳しく、去年も災害があつたりしているということで、土地改良事業認可時に十分審査をされていると思いますけれども、防災対策について十分注意してやっていただきたいなということ意見を意として申し上げたいと思います。

○ 5 番委員

今のこの防災に関することですが、農業ということになりますと、水源でしょうけど。それに関しては、どういう計画になっているのか、わかっていることを教えていただきたいのです。排水計画も含めての話です。要するに、水をどのように集めて処理するのか、わかれば教えていただきたい。

○ 事務局

ただいま質問のあつた件ですが、先行して土地改良事業前に地元の方から、兵庫県土地改良センターへ新たにため池を造成する申請をし、許可を得て施工しております。元々、点在したため池ってということで、水をなかなか貯めることができないことが課題でして、まずその解消を行わなければならないということで、今、許可を得て、ため池を造成中です。

○ 6 番委員

この地域をグーグルマップで見えておりますが、この地域の南の農業地域になっているところが、今、どのようになっているのか、教えていただけますでしょうか。

何か見えている限りはトラックが入って造成しているように見えていて、農業をやっているようには見えないのですけれども、今はどうなっているか教えていただけますか。

○事務局

南の農業地域は、平成30年に諮問案件として上がっておりまして、その時4ヘクタールでお諮りして、答申いただいております。今回の案件は隣接する場所の3ヘクタールです。なぜ一緒にできなかったのかというと平成30年の時には一部相続手続きが未了とのことで、積み残した部分が今回案件として上がっています。南側の委員が御覧になったところは、同じように農地に転用するために造成をしている場所であります。

○6番委員

ということは、今、グーグルで見ますと、造成をしているように見えているところは、将来的には今のところとあわせて、農地になるというふうに考えてよろしいですか。

○事務局

はい、そうです。

○会長

諮問案件を1件ずつお諮りしたいと思います。なお、御異議がある場合のみ挙手で賛成反対を取りたいと思いますので、よろしく願います。他に、御意見ございませんか。それでは、諮問案件1-1についてお諮りします。原案の通り承認してよろしいでしょうか。オンラインの方がいかがでしょうか。御異議ございますか。御異議ありませんので、原案の通り承認し、答申させていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、諮問案件1-2につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

諮問案件 2 番目、三木森林地域の縮小についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料 1 - 2 をお開きください。こちらの案件は、三木市吉川町に位置しておりまして、中国自動車道吉川インターの北側の山林に位置しています。現在は、森林地域となっておりますが、太陽光発電の設置により森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外されたため、白地地域となります。変更面積は、4ヘクタールです。森林法の許可が平成 5 年 7 月 29 日、目的が当初工場事業場の設置でしたが、その後、土地売却による地位継承がなされまして、変更許可が平成 30 年 6 月 6 日、この際に目的が太陽光発電の設置となっております。この森林法に基づきます完了確認日は令和 2 年 6 月 3 日、太陽光条例の事業計画届が平成 30 年 3 月 16 日、完了届が令和 2 年 7 月 27 日に出されております。森林法の許可基準により整備をしております、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の設置基準にも適合しております。地域住民等との協議状況につきましては、吉安上自治体への説明会を平成 29 年 9 月 24 日、平成 30 年 2 月 11 日に 2 回行われまして、その際、住民の方からの要望といたしまして、事業区域内に隣接する水路の新設及び拡張工事用水路に水門設置を行うこと、との要望が出されております。要望に対する対応といたしましては、工事をすで実施しております。以上、説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま、事務局から諮問案件 1 - 2 について、説明いただきましたが、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○1 番委員

ゴルフ場の南側の太陽光ということで、二つお伺いします。一つ目が、そのそばにあるため池への用水路に水門の設置っていうのがあるので、そのため池への用水路なのでしょうか。また、そのため池自身は、その下に例えば、田んぼとかがあっ

て、そこへ用水を配水する、そういうため池なのでしょうか。それと太陽光でどれぐらいの規模を想定されているのか、その2点お尋ねします。

○事務局

ご質問の二番目にあった太陽光発電の事業規模ですが、事業区域面積は8万3千㎡です。発電出力については今手元に資料がございません。

○1番委員

許可案件を直に問題にすることではないので、後で教えていただければ結構です。

○事務局

はい、わかりました。

○1番委員

もう1件の意見もいかがですか。

○事務局

申し訳ないですが、ため池につきまして、ちょっと状況を確認させていただいてよろしいでしょうか。お答えできるだけの情報がないので、確認の上、また、お答えさせていただきたいと思います。

○会長

後日、よろしく申し上げます。

○1番委員

前回のときに、諮問案件に関することの説明が足りないまま、後でなんてことがあったと記憶しておりまして。先ほど申し上げたように、今回、私が質問していることについては、諮問案件に直に関係することではないので、後日お願いします。

○会長

前回、御指摘もありましたので、今回は特に説明につきましては、丁寧にさせていただいています。それ以外でも、遠慮無く御指摘をいただけたらと思います。

○3番委員

前回の国土利用計画審議会でも申し上げましたが、なかなかわかりにくいですね。もう、この太陽光発電は全部でき上がっている。太陽光条例に基づく事業計画届の完了届も、全部済んでいる。この審議会で、私たちに何を求められているのか、わかりにくいです。所謂、済んだ計画に対して、これどう考えたらいいか、ご説明いただけますでしょうか。

○事務局

委員の皆様には、この審議会の審議案件に限らず、様々な角度からいろいろな御意見、アドバイスをいただいた上で、土地政策に反映していくのが、審議会の趣旨でして、国土利用計画の改定作業がメインにお願いすることにはなりますが、基本計画図の変更についても、事業が完結している案件もございますし、途中の案件もございますし、この手続きの中で、委員の方から、いろいろ御質問をいただいたり、御指摘をいただいたりして、施策に活かしていくというのが、会議の趣旨です。

○事務局

補足します。これは、国全体でこういう仕組みで動いています。個別法の許可や、手続きが終わってしまっているものも当然あります。その中で国土利用計画を見直す中に、それを落とし込んでいくことを御審議いただくというようなイメージです。それはおかしいとの意見が出てきますと、そこは基本計画の変更が出来ないといった立て付けになるかと思えます。やはり、個別法が先行していくこととなります。その中で、それぞれ個別法で手続きがあったものに対して、ここで助言していただく仕組みです。全国共通で動いていまして、兵庫県だけで変えられる問題ではありません。そこは、御理解いただいて、どうしても、納得できないというのがあれば、御意見いただいて、ここで決議を採っていただくことになると思えます。

○3番委員

そういう会議の立ち位置といいますか、それがなかなか皆さんにわかりにくい。あと、折角、諮られるのであれば、まだ余地があるのかどうかというのもありま

したので、改めて聞かせていただきました。

それから、先ほど住民からの要望について、御質問ありましたが。確認ですが、要望に対する対応、事業区域に接する水路の新設及び拡張工事、用水路に水門設置を行うっていう要望に対する工事は実施していますと、先ほどの御説明でありましたが、これも完了したのか、それとも工事を進めているのかをお聞かせいただきたい。

○事務局

すでに工事が完了しております。

○会長

他に何か御意見、御質問はございますか。特に、御意見がありませんので、諮問案件1-2について原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。御異議ございませんか。オンラインの皆様方、委員の皆様方、よろしいでしょうか。御異議ございませんか。御異議ありませんので、原案の通り承認し、答申させていただきます。

続きまして、諮問案件1-3につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局

諮問案件の3番目、資料1-3をお開きください。姫路森林地域の縮小でございます。こちらの案件は姫路市家島町にございまして、姫路沖家島諸島男鹿島、北側に位置しております。現在は、森林地域ですけれども、太陽光発電の設置による森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、白地となります。変更面積は5ヘクタールです。森林法の許可日が昭和56年3月31日に許可を受けまして、部分完了が令和2年10月7日、太陽光条例の事業計画届が令和元年6月25日、完了届は令和2年4月10日でございます。安全性防災性に関する事項としましては、森林法の許可基準により設置されており、工事完了の確認済みでございます。太陽光条例の設置基準にも適合をしております。地域住民等との協議状況につきましては、事業区域内の自治会と書いておりますけれども、厳密に言いますと、財産

区になります。こちらの真浦区会の役員会等の説明会を平成31年1月11日に実施しております。役員会からの要望といたしましては、石材採掘協同組合に理解を得ることという要望が出されまして、それにつきましては、石材採掘協同組合との合意書を締結しております。以上、説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま諮問案件1-3について、御説明いただきましたが。御質問、御意見がございましたら、よろしくをお願いします。

○5番委員

当該地の周辺が石切場の様に見えるのですが、どのように利用されているのでしょうか。

○事務局

ここは、概ね島全体が採石場所のようになっております。昭和56年の許可の後、この島で採石業者が複数社採石事業をしております。今回はそのうちの1社から採石が終わって、太陽光発電をやりたいということで、申請が出てきたものです。

○5番委員

なるほど、わかりました。ということは、土地の改変はほとんどない。石を動かして法面勾配を変えているとか、そういうことはないとの理解でよろしいですね。

○事務局

元々採石場だった跡地の平場の箇所に、太陽光発電を設置しているようです。

○5番委員

はい、わかりました。

○6番委員

またもや、グーグルで大きくして見てみますと、この図の太陽光発電が設置しているところの周辺の平地に、植樹をされているように見えているのですが、ここは緑に戻そうというふうなことを考えておられるわけではないのでしょうか。この地

域全部外す必要があるのかが疑問ですけれど。

○事務局

太陽光発電の周りに造成森林を設けておりまして、その森林が見えていると思います。

○6番委員

これは、太陽光発電が置いてあるところも、続いていないところもあるようなんですけれども、それは土地利用とは関係ないことなのですね。

○事務局

御指摘の箇所については、図面作成上のズレになっておりまして、航空写真での太陽光発電が全てかぶっているというのが正解です。申し訳ありません。

○会長

ということは、太陽光発電が置いてあるところが全部黄色にかぶっており、黄色の部分がちょっと北にずれているのですね。

○事務局

そのとおりです。

○6番委員

それで黄色のところでも土取りをした後に、植樹のように見えているその斜面地のところも、今後、太陽光発電になる可能性があるから一緒に外すということですか。

○事務局

緑に見えている部分も造成森林ということで、事業用地の一部になっております。その部分も今回、森林地域から外すということになっております。

○6番委員

土取りをしているところというか、採石をしたところは森林地域から外れていなくて森林地域のままで、採石をして今回太陽光発電を置いたので森林地域を外すと

いうことであれば、将来そこも太陽光発電が置けるっていうことですよね。

○事務局

そのとおりです。資料を見ていただきましたら、今回の案件は、事業計画の変更というのが一部なされておりました、その部分完了ということで、上がってきている森林地域の縮小でございます。現在採石が行われている箇所も、最終的に太陽光発電を置きたいという事業計画の変更がある可能性はあります。

○6番委員

図の方も位置図の方も微妙にずれているように思っていますので、正確によろしくお願いいたします。

○1番委員

5番委員がご指摘になった質問を敢えて補完させていただくのですが、私が知る男鹿島で採石をやっているところは、ほぼ岩や石を取ってしまい、平面とは言わないけど等高線を引けるところはないのではないかと。ぱっと見た瞬間、わー、だっ広いなーぐらい、石を取っていると思うのですが。確認に、現地には行かれておりませんか。

○事務局

現地にはまだ行っていません。

○1番委員

一番、最初に今回の案件で、5番委員が、ここは岩を取っていった云々の質問をされた。それに関連して敢えて申し上げます。現地は、等高線を引くというふうな案配では無しに、ほぼ平面とは言わないけども、そういう緩やかなものになってしまっているのではないかとということをお尋ねなさろうとしたのではないのかなと思って。例えてのことだったのですけれど。5番委員の元々の御質問の趣旨は、そういうことも含まれていたのかなということで、お声をかけさせていただきました。

○会長

5 番委員、補足の質問ございますか。

○ 5 番委員

新たに、斜面の傾斜とか、水の浸透の状況も、変わるような工事をされるのかということが質問趣旨であって、現状で安定しているところに太陽光を設置するということに関しては、伐採をしないということであれば、危険性が大きく増すことがない、ということを確認させていただいたということです。

○ 会長

事務局、いかがですか。地形がどのようになっているのかわかりませんか。

○ 事務局

元々、土取りしていて、ほぼ平場になっていますので、危険性はありません。

○ 7 番委員

やはり、この右上の写真、航空写真の図でほぼ見えていると思うのです。ここがどうずれているのかをきちっと説明いただければ、今の誤解が解けるのではないですか。黄色がどうずれているかっていうのを明らかに。今の T 字の太陽光発電の右側も多分設置されているのです。このエリアも入っているということ。この場で修正していただければ皆さん御了解いただけるのではないですか。

○ 事務局

資料 1 - 3 に付けさせていただいている航空写真は、平成 30 年現在の航空写真となっております。太陽光条例の完了届が令和 2 年 4 月になってございますので、これ以降の航空写真が用意できれば一番いいのですが。今回の黄色に着色している部分と現在の航空写真では、太陽光発電の設置部分と同じか、太陽光発電の設置部分が大きいと思われま。今回の森林地域の縮小箇所は全て太陽光発電が設置されていると思われま。今御覧いただいております航空写真で申し上げますと、左上に斜めに上がっていくというような形で修正を行った上で、今ちょっと地図の上のところと窪みみたいところが船着場になっているのですが、その部分のすぐ下ぐ

らいに太陽光発電、一つはみ出したものがあると思うのです。けれども、こちらの方をカバーするような形で、黄色の塗りつぶしの部分がずれていくという形でございます。今すぐ、この場で修正というのがちょっと難しいもので。太陽光発電がはみ出ている状態というのは明らかにおかしい。その部分が隠れると、今回の森林地域の縮小という形に修正をするということで御理解をいただきたい。

○7番委員

できるだけ速やかに修正をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

この審議会が終わり次第、L u c k yという土地利用基本計画図を早急に直します。失礼しました。

○1番委員

今のであえて言うと、間違えではないね、ちょっとした訂正だね。こんなの後で違うことやったっていうことになるよ、えらいことになるよ。

○事務局

システム上の単純な修正でございます。申し訳ございません。

○事務局

国のシステムに入れていまして、これがずれる状態でアウトプットが出てくるのです。入力をきちんとしているのですが、アウトプットでちょっと狂ってしまうのです。

○会長

ちなみにL u c k yというシステムがあるので、皆さんも見ていただくと、その土地利用基本計画図がそのまま出てきます。縮尺は5万分の1です。

○事務局

冒頭ちょっと申し上げればよかったのですがけれども。今、開いていただいています1-3の図面の右下の土地利用基本計画図というのは、これが5万分の1です。

その他の部分につきましては、任意の縮尺で書かせていただいております、このたびの男鹿島の案件につきましては、航空写真、位置図ともに1万分の1ということになってございます。土地利用計画審議会に付議させていただくのは、あくまでも土地利用基本計画図の色変えということで、御審議をいただいております。

○会長

計画図を拡大していくと、どんどんとずれが目立ってくるというちょっと技術的な問題もあります。後で、また同様な案件が出てきますが、国のシステムを利用してアウトプットすると、ずれたものがどうしても出てくる。いかがでしょうか。

特に、他に御意見、御質問はございますか。それでは、諮問案件1-3についてお諮りしたいと思います。原案の通り承認してよろしいでしょうか。オンラインの委員の皆様、御異議はございますか。御異議ありませんので原案のとおり、承認し答申させていただきます。この図につきましては修正をお願いします。

それでは諮問案件1-4について事務局から、説明よろしくをお願いします。

○事務局

資料1-4をお開きください。諮問案件4番、上郡森林地域の縮小でございます。こちらの案件は、赤穂郡上郡町に位置しております、もともと青木功ゴルフ場というゴルフ場があった跡地でございます。現在、森林地域に属しておりますが、太陽光発電を設置するということで、森林法及び森林法に規定する国有林及び民有林の指定から外れたため、白地となります。変更面積は4.1ヘクタールです。森林法の許可が平成30年8月17日、完了確認日が令和2年12月22日となっております。この度、変更する箇所が疎らになっている理由を※のところに記載をさせていただきますが、フェアウェイを除く残置森林の一部が今回の縮小案件の対象となっているためでございます。太陽光条例の事業計画届は平成30年6月14日、完了届は令和3年3月3日となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、森林法許可基準により整備し、工事完了も確認済みでございます。太

陽光条例の設置基準にも適合しております。地域住民等との協議状況につきましては、皆坂、行頭自治会への説明会を平成30年2月に2回行っておりまして、その際に住民からの要望といたしましては、大雨を一時的に蓄える貯水池を設置すること、工事中の汚濁水を安室ダムや安室川へ流出することについては、環境、稲作への影響が大きいことから認められないとの要望が出されております。要望に対する対応といたしましては、既設貯水調整地8ヶ所を基準に応じて改修し、水害対策を講じております。工事中の汚濁水につきましては、仮設沈砂地を設け、土砂の流出防止策を講じております。説明は以上でございます。

○会長

ただいま、諮問案件1-4について説明をしていただきましたが、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

○3番委員

地元の方にお聞きをしたのですが、ここの工事も完了しているのですが、今御説明いただいたところで、まず事実関係としてお伺ひします。住民から要望とのことで、大雨を一時的に蓄える調整池設置、工事中の汚濁水を安室ダムや安室川へ流出させないようにとのことで、調整池や仮設沈砂池を設けたことになっているのですが、これはいつごろ、設けられたのかが、わかれば教えていただきたい。

○事務局

沈砂池と洪水調整池については、工事の最初に着手していくことですので、ここでも工事着手時に洪水調整池と沈砂池を設けております。ちょっと時期については今、資料を持っていないので分かりません。

○3番委員

そうすると、この工事を始めると同時にこういう対応もしたはずだということですか。皆坂自治会の方からの話なのなのですが、時々茶色の水が出るということ

で、たまたま現地に行かれたときに関西電力の方がおられて、こういう茶色水が出るのだと言ったら、補償させてもらいますと言われたとのことですが、それ以降特に何もなかったということですから、結局、茶色水が出てきていたということが1点。その後、汚濁が薄いものになっていたので、そのまま緑化が進んでいるのかなというようには思っているのが1点です。それから、もう一つ、安室ダムの南方にもう一つの発電所があるそうですね。発電所の名前がわからなかったのですが、その水は、ダムには入らず、直接安室川に入るので、結局、今のいろんな対応、既設調整池であるとか、仮設の沈砂池なんかもおそらく通らずに安室川に入っていたのではないかということ。この住民から稲作への影響が大きいという要望がされたと思うのですが。今年なのか昨年なのか、わからないのですが、米の収穫量が減ったのではないかということ。今、上郡町役場の産業振興課が住民からのそういう意見を受けて、西播磨県民局の農業改良普及センターに、分析を依頼しているというようにお聞きをしたのです。もう何年も前じゃなくて、最近のことだと思うのです。ですから、要望を受けて対応されていたが、結局その汚濁水などが取り切れていなかったというのが一つ思ったのです。ですから、米の収穫量への影響を今分析している農業改良普及センターの状況などがわかれば教えていただきたい。もし本当にそういう汚濁水が元で、米の収穫量に影響があった場合は、どこからかわからないですけど補償させるとか、そういうことが必要ではないかと思います。そのあたりはいかがでしょう。

○事務局

一点目の御質問ですけれども、皆坂自治会から、未だに茶色い水が出るとの御指摘の話ですけど、昨日、地元を所管します光都農林振興事務所の方に問い合わせしました。住民の方から何らかの相談を受けてないかと聞いたのですが、今のところ、農林振興事務所の方にはそのような相談は聞いていませんという回答でした。委員から、今御指摘いただきましたので、少し改めて状況の確認をさせていただきます。

たいと思います。それから2点目の安室ダムの南側ですね。ちょっと今回の件とは、違うケースかと思いますが、安室ダムの南側なので、船坂地区かと思いますが。これにつきましては、委員が仰っていましたデータの解析の話ですが、どのような状況かと確認しましたら、農業改良普及所が所管しておりますけれども、経過としまして昨年の秋に上郡町内の複数の農家の方から、今年は稲のできが悪いというような申し出があったとのことで、きちんと分析するには稲そのものをチェックできるのが一番良いことなのですが、秋の収穫が終わった後で、今年取れ高が少なかったと話があったので、稲そのものは確認できなかったということなのです。年明けて先月、1月8日に、地元の上郡町と農協さんと一緒に近隣の土を10ヶ所ぐらいサンプリングし、それを現在分析センターに送っている。そんな状況でして、3月ごろにはその結果が出る予定だということです。結果について、農家の方にもお示しするとおっしゃっていました。きちんと分析しようと思うと、稲そのものをチェックする必要があるので、今年の稲の生育状況なんかも見てからとなります。あと要素としては、カメムシの被害が去年、非常に大きかったとのことで、これの影響も考えられます。今後、引き続いて、米の調査を進めていくと言われておりました。最後の補償の話ですが、そのあたりの結果を踏まえてとなろうかと思われませんが、我々にはちょっとお答えできません。

○3番委員

今、お答えいただいたように土のサンプリングを解析している。それで、安室ダムよりもう少し下の地域、船坂地域ということで、今回の案件に関係ないということではなく、ここの土砂流出がダムを通らず、要するに沈砂をされずにそのまま安室川か、どこかから流入しているということなので、今日はお聞きしました。もちろん、それを待って因果関係があり、実際に米の収穫量に影響しているのであれば、あと是非、補償、県で考えることではないかもしれませんが、そういうことが必要かなとは思いました。

○事務局

事業者がB社でして、関西電力とは全く関係ない会社なのですが、関西電力って仰いましたが、因果関係がわかりません。

○3番委員

だから、その売電先ということではなかったのでしょうか、よくわからないですけども。

○事務局

関西電力が工事しているわけではないと思います。

○3番委員

関西電力が工事していなくても、例えば、太陽光発電を作って、結局、売電は関西電力だということで、多分、関西電力ぐらいでないでしょうか。補償すると言ったと、皆坂自治会の方はね。わかりませんが。そういうやりとりが過去あったということ。やっぱり太陽光発電の影響があるのだなと思ったと、そういうエピソードです。多分、何もわからないで、この人は関西電力だと決めつけることは無いと思うのです。ただ、多分見に来られたのか。そうかなと思いますので、そういう関係だと思います。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょう。他に御質問、御意見、ございますか。

○7番委員

先ほどの1-3と要望に対する対応だと、きちっとこういう締結しましたということは、お互いに合意したということがわかる。1-4であれば、対策を講じた。それによって住民の方は了解したか、してないのかですね、或いは、そういうことについては別途話し合いをするということで了解していますとか、何か、結果どうなっているかというのが分からないので、我々も講じたことでそれで終わっているのか、終わっていないのか、ちょっと判断しようがないので、その辺の記述の統一

をできればお願いしたい。当案件も、両者でお話が出てきているということであれば、それでいいので。ちょっと一方通行的な感じがしましたね。

○事務局

基本的には住民の方の了解のもと、進んでいるというふうに理解しておりますけれども、表記の仕方を御指摘いただいた形に工夫したいと思います。

○会長

諮問案件1－4について、原案の通り承認してよろしいでしょうか。オンラインの皆様、よろしいですか。御異議ございませんか。御異議ありませんので、原案の通り承認し答申させていただきます。

続きまして、諮問案件1－5について事務局から説明お願いいたします。

○事務局

諮問案件5、宍粟森林地域の縮小でございます。資料1－5をお願いいたします。こちらの案件は宍粟市一宮町に位置してございまして、場所は伊和神社の北側約3.5キロのところにある協同組合兵庫木材センターの側の山林でございます。現在、森林地域に属してはいますが、太陽光発電の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、白地となります。変更面積は3ヘクタールです。森林法の許可は令和元年9月26日、完了確認日は令和2年10月23日となっております。太陽光条例に基づきます事業計画届は、令和元年5月となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備をしており、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の施設基準にも適合しております。住民、地域住民等との協議状況につきましては、中安積自治会、三林自治会、両自治会との説明会を平成30年7月に2回行っております。その際の住民等からの要求としましては、新設する調整池については、定期的に土砂撤去を行い、適正な維持管理を行うこととの要望を出されております。要望に対する対応といたしましては、巡視点検や堆積土砂の撤去を実施するというところで聞いております。以上

説明を終わらせていただきます。

○会長

諮問案件 1－5 について説明をいただきましたが、御質問、ございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょう。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。意見がありませんので、諮問案件 1－5、原案の通り承認してよろしいでしょうか。オンラインの皆様よろしいですか。御異議がありませんので、原案の通り承認し、答申させていただきます。

諮問案件、最後になります。1－6 につきまして、事務局から説明お願いたします。

○事務局

諮問案件 6、宍粟市森林地域の縮小でございます。資料 1－6 をお開きください。こちらの案件は宍粟市波賀町に位置しておりまして、旧波賀町役場から西へ約 6 キロ行った山林でございます。太陽光発電の設置により、森林法に規制する国有林野及び民有林の指定が外れたため、現在、森林地域ところが森林地域ではなくなるため、白地となります。変更面積は 2 ヘクタールです。森林法の許可日が平成 29 年 11 月 30 日、完了確認日が令和 2 年 7 月 27 日。太陽光条例の事業計画届が平成 29 年 11 月 2 日となっております。安全防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しており、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の設置基準にも適合しております。地域住民との協議状況につきましては、芥木自治会への説明会を平成 28 年 6 月以降、計 8 回実施しております。この際に住民等からの要望につきましては、洪水時の排水対策について、計画内容を教えて欲しいとの要望をいただきまして、要望に対する対応といたしましては説明会の際に、基準により安全な計画をしていることを説明したという状況でございます。説明は以上でございます。

○会長

ただいま事務局から諮問案件1－6について説明をいただきました。御質問、御意見ございましたら、よろしく願います。

○1番委員

確認ですが、斉木自治会の説明会、回数が多いですが、異議があり、質問が次々あったので会議を深めていったのか。かなりその面積が広いので、地域ごとにやることによって同じ説明をあちこちにやってきたのか。

○事務局

説明に関しては、住民の方から意見がいろいろ出たので、丁寧に説明させてもらったので、この回数になっております。

○1番委員

ということは、同じ方、同じ軒数の方が、1回、2回、3回、4回、5回、6回、7回、8回。次々と回数を重ねていったと理解すればいいのですか。

○事務局

そうです、同じ方です。同じメンバーです。

○1番委員

そこまで聞いてしまうと、相当に深い議論があったのではないかと心配するのですが。大丈夫でしょうか。

○事務局

そのあたり、丁寧に説明して住民の方から理解いただいております。

○3番委員

私も1番委員と同じことを思いまして、自治会ですのでおそらく相当議論もあって、この回数を29年に終わっているというのは、ちょっとこの理由はわかりませんが、相当不安もあったのではないかと思うのですね。説明会の際に、最後要望に対する対応等で基準により、安全な計画をしていることを説明したということですが、私も地元から聞き取りもできていけませんので疑問なのです。先ほども

7番委員からありましたけど、これによって了とされたのかどうか。正直なところを教えてくださいたいと思います。

○事務局

住民の方へ丁寧に説明させていただきまして、排水に関して計画を教える欲しいとか、という内容の意見書が返ってきております。

○3番委員

それは、その説明会が終わった後に、意見書を出されたということですね。そうしますと、この洪水時の排水対策について、何か工事は、今、されているのですか。

○事務局

その工事は終わっております。

○3番委員

わかりました。説明会について、相当議論もあったと思いますし、直接お聞きできていないですけども。例えば、これは異議の有無が言いにくいというときに、保留ということもできますでしょうか。

○会長

事務局、いかがですか。

○事務局

はい。答申自体は過半数でもってという形になりますので、それぞれ意思表示していただければ結構かと思います。

○会長

はい、わかりました。

○事務局

手元の資料を確認しますと、細々した質問が非常に多かったように思います。大まかに括ると排水対策になりますけど、例えば、太陽光発電から流れる雨水で側溝がオーバーしませんかとか、調整池は最大何ミリまで対応が出来るかとかですね。

その辺は細々した質問が沢山出たように思います。それに対して、技術的に丁寧に説明されて、クリアーになっています。丁寧に説明しているので、回数が掛かっているのかなと思います。

○1番委員

説明会は、県当局が行っているわけではなくて、太陽光発電をしたい事業者の方が行って、地元等から理解を得たので、ぜひ許可をお願いしますと、こういう段取りですよね。行政は公平に見る立場にいるのだと思います。

○8番委員

多分丁寧な説明をされて、進めているというふうに思うのです。ただ、この資料の書き方として、例えば、計画をしていることを説明、その結果、住民の方々の理解は十分得たとか、或いは同意書を交わしたとか、そういう最後の詰めが出てないので。一番関係があるのはやっぱり住民の方々だと思う。了解合意がされているのか、どうかっていうのは、私たちはわからないところでね。この審議の賛成か反対か言ってもなかなか分かりにくい。良心的に考えて表現のことだから、きちっと説明して十分理解を得たから、進んでいるのだというのわかりますけれども、そこところははっきり書いていただかないと、資料としてちょっとまずいのではないかなというように思いました。いろいろ含めて、事務局の方から心配ないですというくらい、はっきり言っていただいたら結構です。

○事務局

申し訳ございません。先ほど7番委員にも御指摘いただいたかと思います。そこまできちっと書くようにしたいと思います。

○会長

今後、資料の作成に一層工夫をお願いいたします。

○5番委員

太陽光発電に共通していると思うのですが、排水対策、調整池ですが、長期

的には調整池に土砂が貯まる、排水施設が劣化するということが起こりうるわけです。その時に長期的な視点に立って、その排水施設、防災施設の管理をどこがやっているのか、それを質問で伺いたい。指摘事項としては長期的な視点に立って、防災をやっていくためにはそういう視点も必要じゃないかという指摘です。業者さんがやられているのか、財産区がやられているのか、いろいろあるのか、どういう形ですか。

○事務局

防災施設の調整池とか排水施設に関しては、事業者が管理をしております。洪水調整池の土砂だまり、土が貯まる件に関しては3年貯まっても大丈夫なような設計になっています。貯まれば、事業者が土砂を撤去するような形になっております。

○5番委員

ということは、それを指導するっていう、お立場なのでしょうか。

○事務局

それに関しましては、森林法の開発行為は完了届が出された時点で手が離れますので、その後は総合治水条例の方での指導となっております。

○会長

それでは、他に御意見ございませんので、諮問案件1-6についてお諮りします。意見保留のご表明がございましたので、挙手によってお諮りをしたいと思います。原案に対しまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。オンラインの方も念のために、挙手をお願いできますでしょうか。原案に対して賛成の方。それでは反対の方、挙手をお願いいたします。保留の方、ありがとうございます。それでは、賛成多数でありますので、原案のとおり承認し、答申させていただきます。

○1番委員

答申は既に異議があったとか、少数意見とか、きちっと残していただきますようお願いいたします。きちんとそういう意見があったと併せてよろしく申し上げます。

○会長

ここの審議会でいろいろいただいた御意見は当然、議事録で記録されますが、御指摘は答申の仕方についてですね。

○1番委員

この審議会そのものが、多数決で行くのだと、どこにも明記していない。だから、あえて私がそれを申し上げた。何のため委員が要るのかと言ったら、それぞれ意見があった。詳しいことは見ればわかるじゃないかではなく、少数意見も明記して答申していただけたらと思っています。

○事務局

補足させていただきますけども。審議会条例第5条第3項において、審議会の議事は出席した委員及び議事に関係ある委員の過半数で決し、可否同数の場合、会長の決するところによるということとなっています。ちなみに、過半数の方が賛成であれば、そのように答申していただく形になっております。

○1番委員

私もこれ、今は賛成していますから、あえて申し上げると、前に進むことに関しては、それでOKです。繰り返しますが、それについて何かあったと議事録見れば分かるじゃないかではなしにその配慮もお願いしたい。配慮すべき事ではないですかと申し上げておきます。でないと、それぞれの立場の方から代表でこられている意味がない。

○会長

はい。大事なことですね。答申の内容の表現につきましては、検討させていただきたいと思います。先ほども委員から質問があったのですが、この審議会は、既に個別法で十分審議された結果、この審議会に上がってくるということなのですが、この審議会としてもう一度、俯瞰的に計画図を見て、それぞれの委員の皆様が感じられる御意見、御提案、御指摘など、非常に貴重な御意見を伺うチャンスです。こ

これらの御意見については、当然今後の基本計画への方針策定の中で、十分生かしていく必要もありますし、それから確認事項として、関係部署にお伝えいただくということも非常に大事かと思えます。そういった意味でいただいた審議会の御意見というのは、尊重して活かす方向で、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で6件の諮問案件につきまして、御審議をお願いいただきありがとうございました。続きまして、報告案件ですが、3件まとめて事務局から御報告をお願いします。

○事務局

報告案件について御説明いたします。まず資料の参考資料4をお願いいたします。兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについてでございます。

5地域区分の変更にあたっては、諮問の手続きを行うことが原則となっておりますが、森林地域の縮小案件についてのみ、兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについては、平成23年2月16日開催の第54回国土利用計画審議会において取扱いを決めさせていただいております。内容につきましては、森林地域の縮小案件のうち、5地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、当審議会の意見を伺うということで、一旦、林地開発許可取得時に国土利用計画審議会に情報提供をして、その上で、工事完了確認後に諮問をさせていただく。二つ目が、白地地域を発生させない場合、縮小後に他の4区分のいずれかが残る場合は、国土利用計画審議会として、適当と認めたものとして取り扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただいております。参考資料4の裏面に国からの通知文書をつけさせていただいております。

それではこれに基づきまして、報告案件3件につきまして説明をさせていただきます。資料2-1をお願いいたします。西宮森林地域の縮小でございます。こちらの案件は、先ほど説明いたしましたとおり、森林地域が縮小となりますが、都市地

域が残るということで白地が生じない森林縮小ということになっております。場所は西宮市塩瀬町で、中国縦貫道西宮名塩サービスエリア北側の山林です。太陽光発電の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、地域の縮小を行うものでございます。森林法の許可日は令和元年12月12日、完了確認日は令和2年6月23日となっております。太陽光条例に基づきます事業計画届は、令和元年10月17日となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備しており工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の施設基準にも適合しています。地域住民との協議状況ですが、名塩自治会に説明を令和元年6月に実施しておりまして、この際、住民からの要望は特にございませんでした。

続きまして、報告案件2につきまして説明をさせていただきます。資料2-2をお願いします。宝塚森林地域の縮小でございます。こちらの案件は、宝塚市山手台西にございまして、阪急宝塚線山本駅の北側に位置します森林でございます。すでに近隣では、住宅分譲が始まっておる地域でございます。こちらの方は、現在、都市地域及び森林地域に属していますが、住宅団地の造成により森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域が縮小される案件でございます。変更面積は3ヘクタールでございます。この森林法の許可日は、昭和61年3月11日、部分完了確認日が令和2年8月6日となっております。安全性防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準により整備をしており、工事完了も確認済みでございます。地元、地域住民への協議状況でございますが、県要綱の林地開発許可にかかる周辺自治会との合意形成の手続きに関する要綱が平成8年に施行されておりまして、許可がその要綱施行以前であるため、周辺の自治会と同意書を取得済みでございます。

続きまして、報告案件3につきまして説明をさせていただきます。資料2-3をお願いいたします。赤穂森林の縮小でございます。こちらの案件は、赤穂市西有年

にございまして、国道2号鯉峠の近くの山でございまして。現在、都市地域と森林地域が属していますが、太陽光発電の設置により、森林法に規定する国有林及び民有林の指定が外れたため、森林地域の面積が3ヘクタール縮小いたします。森林法の許可日は、令和元年12月3日、完了確認日が令和2年9月9日、太陽光条例の事業計画届が令和元年9月4日となっております。安全性防災性に関する事項といたしましては、森林法の許可基準により整備しており、工事完了も確認済みでございます。太陽光条例の施設基準にも適合しております。地域住民との協議状況につきましては西有年自治会への説明会を平成31年2月、3月に3回、合計4回実施しております。住民からの要望といたしましては土砂流出対策を施すこととなっております。この要望に対する対応としましては、調整池を設置し、巡視点検や堆積土砂の撤去を実施しております。報告案件の説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま事務局から報告案件3件につきまして御説明いただきました。御質問、御意見ございましたらよろしく申し上げます。

○3番委員

報告案件1の場所の確認ですが、わかりにくいのですが、この場所としては名塩川の川に隣接しているわけではなくて、もう少し北の山の中なのでしょうか。

○事務局

位置図をご覧いただきたいのですが、黄色の縁取りしておりますところが今回の森林地域の縮小箇所となります。その下に名塩川が流れているのですが、そこには直接隣接をしていなくて、少し離れた山の中となっております。

○3番委員

もう工事完了で、太陽光発電が設置されているということですか。

○事務局

森林法上の工事は完了しております。太陽光発電の関係ですけれども完了届の欄

まで入っていませんので、一部工事が残っている状態かと思われます。

○3番委員

一部ですか。

○事務局

事業計画届が着手60日前に提出されますので、工事はスタートしていますが、完了届が出ておりませんので、工事途中ということです。

○3番委員

この辺の近隣地域の方に、これについてどう思うかっていうことで、お聞きをしていただいたところ、この当該地の方は全く知らなかったということでした。今日のご説明では、その名塩自治会に説明会を令和元年に終えられているってことなのですが、地域的に広いのか、自治会は全部の住宅の責任まで負うてないと思います。ただこの当該地のごく近隣の方がこういう計画を知らないということが事実としてわかりました。もちろん住民合意が必要ないというような立て付けになっていると思いますけれども、せめて工事に入る地域については、事前に自治会任せではなく、事業者から何なりの周知が、必要ではないかなと改めて思ったのです。

○事務局

林地開発関係、太陽光条例関係とも自治会への説明を行った後、特に意見なしという形で事業を進めていますが、今委員ご指摘いただきましたので、改めて状況確認させていただきたいと思います。

○事務局

太陽光条例も、近隣説明の規定がございまして、その中で隣接土地の所有者等と地元の自治会等に説明を求めています、今回事業計画の届出を審査する中で、それも確認はできておりますので、基本的には自治会の説明は終わっている旨の報告を受けております。

○3番委員

その実施は終わっているのですが。ところで、近くに太陽光発電ができる個人宅の何軒かが全く知らなかったという問題がありましたので、自治会に言ったことで、終わりではまずいのではないかという指摘。だから、自治会に説明をされても、その方々にとってはおそらく工事に入って突如になると思うのです。太陽光発電についてこういう問題がいろいろ出てきますけども、改めてそういう意味で、自治会で終わらせるっていうのは、まずいのではないかという指摘です。

○1番委員

これ、すごく難しい問題でね。おそらく新興住宅街で、現物が目の前に見えない崖の上、その向こう側、何かあっても川が遮ってくれるだろう、そのような当事者意識というのが余り感じない地域じゃないのかな。委員のおっしゃられたことは、名塩自治会の方々を逆に責めることになってしまうのではないかな。敢えて言うと、説明会をされる折りにも、よろしく願いますとしか、業者は言えないのでは。

○会長

今回、太陽光発電の案件が非常に多くございました。参考資料6をみていただくと、兵庫県の太陽光発電等への規制について、その手続のことなどをまとめていただいておりますが、その中でやはり、近隣関係者への説明が必要であるということは、十分指摘されています。ただ、実質的にどうだったのかっていうところまでは、今回の審議会では、お伺いできなかったのですが、その辺のところに対する懸念は共通した御意見として残されています。今回の問題意識として、十分、事務局の方もお持ちいただいて、今後、まとめ方に工夫を凝らしていただきたいと思います。随分各地で太陽光発電に関しましては、いろいろ、議論が上がっておりますし、一層注視しながら、審議していきたいと思います。ほかに何か御意見、御質問等がございますか。特に、質問がないようですので、報告案件につきまして、第54回審議会の議決通り、当審議会として支障のないものとして取り扱いたいと思いますが、よろしいでしょうか。オンラインの皆様、よろしいでしょうか。はい、ありがとう

ございます。

それでは最後の、情報提供といたしまして、1件につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

情報提供案件についてご説明させていただきます。資料3-1をお願いいたします。こちらの案件は、将来的に白地地域を生じさせる森林地域の縮小案件でございます。姫路森林地域の縮小でございます。場所は姫路市安富町ですが、位置図に載っておりませんが、この北側2.5kmの所に、中国縦貫道安富パーキングエリアがございます。そのパーキングエリアから南2.5kmにある山林でございます。太陽光発電の設置により森林法の許可を令和2年11月5日に受け、現在建設工事が進んでおり、森林ではなくなりつつあります。無くなる予定の森林地域は9ヘクタールになります。変更後の利用目的につきましては太陽光発電の設置です。太陽光条例の事業計画届は、令和2年8月28日にしております。地域住民との協議については、植木野自治会、三坂自治会、瀬川自治会へ説明をしております、それぞれの自治会と覚書及び協定書の締結をしております。今後の予定といたしましては、森林法の完了検査の後、森林審議会の審議を経て、国土利用計画審議会で審議を行うこととしております。以上、説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま、事務局から情報提供ありましたが、よろしく願いいたします。いかがでしょう。

蛇足ですが、この案件の土地利用基本計画図、国が供されているLuckyという全国ベースの国土利用基本計画図を私も見てみたのですが、よく見ると、かなり図がずれています。それがすごく気になったのですが。これは5万分の1レベルで、国の方で作成されているということなのですが、事務局は、結構苦労されていると思います。何かコメントありますか。これは逐次、修正を依頼されているの

ですね。

○事務局

こちらの土地利用基本計画につきましては、少し古い話なのですが、平成14年までは、実際に紙で打ち出した図面で整理をしていたのですが、その後、国が主導いたしましたL u c k yというウェブ図面にコンピュータ上で作成をするというような状況になってございます。会長の方からも御指摘いただきましたとおり、今、御覧いただいています資料3-1の土地利用基本計画図につきましては、緑色が森林地域、黄土色が農業地域ということになっているのですが、地図の左側、国道29号というあたりをちょっとご覧いただきたいのですが、緑と黄土色が重なっている部分であったり、逆に白地があったりというような状況なのです。どういう状況が起こっているかという、この図面上、農業地域と森林地域は重なっている、もしくはどちらも重なっていないという。それぞれのレイヤーがずれているのではないかなと思われま。県内の土地利用基本計画図上、散見するとかなりの数が見受けられております。作業をしていく中で、兵庫県として、見逃せない地点も結構ありますので、それはこの審議会を踏まえた上で、国の方へ意見を言わせていただくのかなと考えています。国のシステムですので、兵庫県の方で手直しができない。国の方へ見直しをしてもらいたい。要望を上げていきたいと考えております。

○3番委員

先ほど御説明のあった三つの自治会に説明して覚書と協定書を締結したということで、参考までにそれぞれどういう覚書、協定書が結ばれているのか。おそらく、問題なしになっていないのだろうと思うのですが、今後、審議会にまた出てくるのであれば、参考までにいただければ、良いかなと思うのですが。

○事務局

こちらの森林法に関する覚書で、植木野自治会、三坂自治会、瀬川自治会のどち

らの方とやりとりしたのかわからないのですが、覚書の概要といたしましては、貯水池を常に泥上げするなど適正に管理すること。それから、開発工事に起因する土砂災害が万一発生した場合は近隣地域に対して責任を負うものとする。区域内の草刈を年2回行うなど美観維持に努めることなどの覚書を締結したと報告を受けております。

○3番委員

事業者は、株式会社ですか。

○事務局

申し訳ございません。安富町太陽光発電所ということだけで、株式会社等は今わかりません。

○事務局

覚書が全て、手元にあるわけではないですけど、株式会社C社がそれぞれの地区と以下の事項に関して合意した、とありますので、事業者は株式会社C社かと思えます。

○会長

いかがでしょう。他に何か御意見はございますか。はい、ありがとうございました。

○会長

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、大変熱心に御審議いただきましてありがとうございました。後の進行は事務局にお渡しします。

○事務局

会長、委員の皆様、ありがとうございました。御指摘いただきました点については今後、対応してまいりたいと思います。なお、本日、御審議いただきました土地利用基本計画の一部変更につきましては、3月下旬に変更告示を行う予定としてお

ります。以上をもちまして、第67回土地利用計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 12:06)